

○紀南地方老人福祉施設組合職員旧姓使用取扱要綱

〔平成16年11月12日〕
要綱第2号

改正 平成17年4月1日要綱第1号

（趣旨）

第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

（承認）

第2条 職員は、管理者の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。

（旧姓を使用できる文書等）

第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次の掲げるものとする。ただし、第14号に掲げる文書については、氏名欄に戸籍上の氏を併記するものとする。

- (1) 職員名簿
- (2) 名刺
- (3) 事務分担表
- (4) 名札
- (5) 起案文書（起案者の氏名表示）
- (6) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン
- (7) 事務引継書
- (8) 年次有給休暇簿（届）
- (9) 特別休暇届
- (10) 病気休暇届
- (11) 出勤簿
- (12) 介護休暇承認請求書
- (13) 職務に専念する義務の免除承認申請書
- (14) 手当に係る届
- (15) 交通事故に係る顛末報告書
- (16) 被服貸与簿
- (17) 職員互助会に係る文書
- (18) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で所属長が認めるもの

（承認申請）

第4条 職員は、第2条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（別記第1号様式）を所属長を経由して事務局長に提出しなければならない。

（承認等）

第5条 管理者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、管理者は、特別の必要があると認めるときは、第3条に規定する文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用を承認しないことができる。

- 2 管理者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（別記第2号様式）により、その旨を所属長を経由して当該承認を受けた職員（以下「旧姓使用者」という。）に通知するものとする。

（承認の取消）

第6条 管理者は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。

（中止）

第7条 旧姓使用者が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（別記第3号様式）を所属長を経由して事務局長に提出しなければならない。

（責務）

第8条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たって、常に関係町村民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成16年11月12日要綱第2号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成16年12月31日までに、所属長を経由して事務局長に第4条の旧姓使用承認申請書を提出することにより第5条の承認を受けることができるものとする。

附 則（平成17年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">旧 姓 使 用 承 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">紀南地方老人福祉施設組合管理者</p> <div style="text-align: right; margin: 10px 0;"> <p>所 属 _____</p> <p>職氏名 _____</p> <p>(戸籍上の氏名)</p> </div> <p style="margin: 10px 0;">紀南地方老人福祉施設組合職員旧姓使用取扱要綱に基づき、下記のとおり旧姓を使用したいので、申請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;">1 使用する旧姓 <li style="margin-bottom: 10px;">2 氏を改めた年月日 年 月 日 <li style="margin-bottom: 10px;">3 改めた後の氏 <li style="margin-bottom: 10px;">4 旧姓使用の範囲 紀南地方老人福祉施設組合職員旧姓使用取扱要綱第3条に定める範囲 	
<p style="text-align: center;">所 属 長 経 由 欄</p>	<p style="text-align: center;">所属長 職・氏名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>

別記第2号様式（第5条関係）

<h2>旧 姓 使 用 承 認 通 知 書</h2>		
		年 月 日
様		
紀南地方老人福祉施設組合		
管理者		⑩
<p>平成 年 月 日付けで申請のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので通知します。</p>		
記		
1	使用する旧姓	
2	使用開始年月日	年 月 日
3	旧姓の使用を承認しない文書等	

別記第3号様式（第7条関係）

<p>旧 姓 使 用 中 止 届</p> <p>年 月 日</p>	
<p>紀南地方老人福祉施設組合</p>	
管理者	様
	所 属 _____
	職氏名 _____ (戸籍上の氏名)
<p>下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、届け出ます。</p>	
<p>記</p>	
<p>1 使用を中止する旧姓</p>	
<p>2 使用を中止する理由</p>	
所 属 長 経 由 欄	所属長 職・氏名 ㊟